実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
函南町	JA三島函南イチゴ組合		

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積				
27	4.18ha			
(3)±	0.93ha			
	i うち後継者ありの農業者の耕作面積の合計	0.18ha		
	ii うち後継者についてなし・不明の農業者の耕作面積の合計	0.75ha		
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 0.44ha				
(備	考)			

- 注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」 欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策 等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。
- 2 対象地区の課題

 - ・後継者がいない、少ない。・ハウスや施設整備に係る初期投資の費用がかかる。
 - ・人手不足(家族経営の限界・身近に雇用できる人がいない)
 - ・設備投資をしても単収があがるわけではないので、投資に積極的になることができない。
 - 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

高齢化・後継者不足によって、空いたハウスを借り受け意向がある方が借り受ける。 その際には中間管理事業を利用する。

拡大意向の農家に対し、積極的に話が聞くことができるよう規模縮小をする際は、農協・町に対して次期作の作 付け前に相談をする。

自らが耕作をしている施設の隣地や、周辺で規模拡大をしたい場合は、農協・町・地権者で相談をし、借り受けが できるように努める。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成すること を想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積 を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している 経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			
		経営作目	経営面積	経営作目	生産意向	経営面積	農業を営む範 囲
	Α	イチゴ	27 a	イチゴ	拡大	27 a	仁田地区
認農	В	イチゴ	16 a	イチゴ	拡大	20 a	柏谷·肥田地区
	C	イチゴ	20 a	イチゴ	維持	20 a	新田地区
認農	D	イチゴ	45 a	イチゴ	維持	45 a	新田地区
	E	イチゴ	30 a	イチゴ	維持	30 a	塚本地区
認農	F	イチゴ	70 a	イチゴ	拡大	90 a	塚本地区
認農	G	イチゴ	30 a	イチゴ	維持	30 a	塚本地区
	Н	イチゴ	30 a	イチゴ	維持	30 a	塚本地区
	I	イチゴ	20 a	イチゴ	維持	20 a	塚本地区
	J	イチゴ	50 a	イチゴ	拡大	60 a	塚本地区
	K	イチゴ	18 a	イチゴ	拡大	28 a	新田地区
認農	L	イチゴ	37 a	イチゴ	維持	37 a	肥田地区
	М	イチゴ	25 a	イチゴ	維持	25 a	塚本地区
計	13人		418 a			462 a	

- 注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

- 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

規模拡大については、荒廃農地を積極的に利用する。 放棄地解消にあたっては、荒廃農地再生・集積促進事業を利用する。

農協でハウスを建設し、貸し出していくことの検討を継続して行う。